

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
59	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (6) 賞与引当金に対する法定福利費の未計上(結果⑤) 生涯学習財団の貸借対照表に計上されている賞与引当金(令和4年度末: 30,089,000円)は、12月1日～5月31日を支給対象期間として、支給見込額のうち、当年度に帰属する額を計上している。 また、賞与を支給した場合には必ず社会保険料が発生するが、金額を合理的に見積ることができるため、企業会計原則(昭和24年7月9日経済安定本部企業会計制度対策調査会中間報告)注解5又は注解18に従い、社会保険料の法人負担分についても見積計上する必要がある。しかし、生涯学習財団においては賞与引当金に対する社会保険料の法人負担分の計上が行われていなかった。 賞与引当金計上対象者に対応する社会保険料の法人負担分を会計上、以下のとおり仕訳すべきである。 (借方) 福利厚生 xx (貸方) 未払費用 (又は賞与引当金) xx</p>	地域教育課	検討中	<p>社会保険料率が毎年変更になるため、実際支払う6月賞与時の保険料率で徴収しています。 賞与引当金(令和4年度末: 30,089,000円)についての予算要求は令和3年9月であり、実際支払うまでに1年9ヶ月後の費用を見込みで算出しています。この時点で対象者の人数、令和5年3月段階の保険料率はわからないため、未払費用として計上しても正確性に欠けるもので、決算額に影響をあたえることも考えられるため、令和9年6月賞与時の賞与引当金に向けて事業主負担分の計上を検討します。</p>	令和7年4月1日現在
61	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (9) リース資産に関する現物照合の未実施(結果⑥) 生涯学習財団の貸借対照表に計上されているリース資産(令和4年度末: 49,472,676円)の主な内容は、パソコン、車両運搬具及びAED(自動体外式除細動器)である。「公益財団法人奈良市生涯学習財団会計処理規程」(以下、「会計処理規程」という。)では、固定資産管理として、固定資産台帳との現物照合を行うこととなっているが、リース資産について現物照合を行っていない。 (表省略) 会計処理規程に従い、リース資産であっても固定資産管理の観点から現物照合を行うべきである。</p>	地域教育課	検討中	<p>現在のリース資産はパソコン及び業務用車両で、それぞれについては契約書等で番号管理はしていますが、固定資産管理台帳はありません。令和7年度から固定資産管理台帳を作成し、定期的な現物照合の実施を検討します。</p>	令和7年4月1日現在

令和5年度「外郭団体に係る財務事務の執行について」

「結果」の措置状況一覧

報告書 頁数	監査報告事項 ※必要に応じて結果報告書も参照ください。	関係課	今回の措置状況		基準日
62	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (10) 会計処理規程と重要な会計方針の相違（結果⑦） 生涯学習財団の「財務諸表に対する注記」に記載されているリース資産の減価償却方法は以下のとおりである。 (表省略) 一方、会計処理規程に規定されている固定資産の減価償却方法は以下のとおりである。 (表省略) このように、リース資産の減価償却方法について、会計処理規程と重要な会計方針が相違している。所有権移転外ファイナンス・リース取引の減価償却方法については自己所有の固定資産に適用する減価償却方法と同一である必要はなく、法人の実態に応じたものが選択できるため、生涯学習財団としては過年度から定額法による償却を行っている。 定額法を採用すること自体は生涯学習財団が設立当初から採用している会計方針であり、また、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」（企業会計基準委員会平成19年3月30日改正）及び、企業会計基準適用指針第16号「リース取引に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準委員会平成23年3月25日最終改正）とも整合する会計処理であることから、定額法を採用することがあるべきと考える。 一方で、会計処理規程は、一般的に公表されている会計処理規程のひな形を参考に作成したものであり、実態との整合性までは確認できていなかったことで、今回の相違が発生したと考えられる。 よって、現在採用している会計方針に沿うように、定率法のみならず、定額法も採用できる旨を会計処理規程に規定すべきである。</p>	地域教育課	検討中	<p>会計処理規程を作成する際、実態との整合性の確認ができていなかったことによる相違であると考えられます。ご指摘いただいた点を踏まえて、令和7年度中に会計処理規程の改正を検討します。</p>	令和7年4月1日現在
63	<p>第4 監査の結果及び意見 【2】公益財団法人奈良市生涯学習財団 3. 監査の結果及び意見 (11) 財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」における補助金の記載漏れ（結果⑧） 令和4年度の正味財産増減計算書には、市から受領した補助金収入4,905,845円が計上されている。しかし、同年度の財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」には、助成金に関する内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高のみが記載されており、補助金に関する記載はない。 一方、「『公益法人会計基準』の運用方針」の「13. 様式について（4）財務諸表に対する注記 1.1. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」の様式例では次のとおりであり、様式例によると、注記の表題は「補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」であることから、補助金に関する記載が求められる。また、様式例の表には助成金に関する事項のみならず、補助金に関する事項も注記されている。 (表省略) したがって、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記「10. 補助金等の内訳並びに交付者、当期の増減額及び残高」に漏れなく注記する必要があることになる。 よって、市から受領した補助金収入4,905,845円に関しては、財務諸表注記として記載すべきであった。</p>	地域教育課	措置済	<p>令和5年度から、補助金収入及び助成金収入がある場合には、財務諸表に対する注記として記載するよう、改善しました。</p>	令和7年4月1日現在